

暮らし応援します！ ～各種補助金など～



地域集会施設リフォーム事業補助金

甲 高年齢者福祉課(☎0848-38-9137)

補助金額 補助対象経費の2分の1以内で、上限200万円(千円未満切り捨て)

補助対象 建物の増築・改築・修繕、設備の設置・修繕(補助対象工事に限る。)

補助要件 ①補助対象経費が10万円以上であること
②平成29年3月31日(金)までに工事が完了すること
③市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人事業者が施工する工事であること

※申請する場合は、事前にご相談ください。なお、この事業は今年度で終了しますので、ご注意ください。

市民活動支援事業の提案募集

甲 政策企画課(☎0848-38-9435)

市民の皆さんによるまちづくり活動を補助金の交付で支援しています。

活動育成部門

補助金額 補助対象経費の2分の1以内(上限額初年度100万円、2年度75万円、3年度50万円)の最長3年まで

提案方法 5月17日(火)までに、所定の様式により提案(後日公開プレゼンテーションを実施)

鳥獣防護さく等設置事業

甲 農林水産課(☎0848-38-9473)、御調支所まちおこし課(☎0848-76-2922)、向島支所しまおこし課(☎0848-44-0112)、因島総合支所しまおこし課(☎0845-26-6211)、瀬戸田支所しまおこし課(☎0845-27-2212)

農作物をイノシシや鳥による被害から守るため、防護さく等の購入について補助金を交付します。

補助金額

■農林業者(個人)に対する補助 補助対象事業に要する経費の3分の1または3万円のどちらか低い額

■2戸以上の農林業者(隣接する2筆以上の農地を囲む場合)に対する補助 補助対象事業に要する経費の2分の1か7万円のどちらか低い額

※千円未満は切り捨て。ただし、補助金交付申請は1年度1回までです。

対象 市内に農林地を有する農林業者(※捕獲わなについては、わな猟狩猟免許を有する農林業者)

補助内容

- ①防護さく(トタン・溶接金網)の購入費用
- ②電気さく(電気さく器、伝導線、ポール等をセットにした防護さく)の購入費用
- ③防鳥ネットの購入費用
- ④捕獲わな(箱わな)の購入費用

※工事費は事業費に含まれません。

申請方法 農林水産課、市各支所か農協各支店にある申請書類を提出

※詳しくはお問い合わせください。

活動スタート部門

補助金額 補助対象経費の60%以内(上限15万円1年のみ)

※代表者を含む40歳以下の構成員の割合が半数を超える場合は「若者チャレンジ」として補助対象経費の75%以内(上限15万円1年のみ)。

提案方法 9月30日(金)までに、所定の様式により提案(随時書類審査により決定)

※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

小型浄化槽設置整備事業補助金

甲 下水道課(☎0848-38-9232)、因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6201)、瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)

補助金額

| 浄化槽の人槽 | 改築 | 新築 |
|--------|----------|----------|
| 5人槽 | 332,000円 | 166,000円 |
| 7人槽 | 414,000円 | 207,000円 |
| 10人槽 | 548,000円 | 274,000円 |

受付条件

- ◎合併浄化槽工事を行っていないこと
- ◎自己居住用の個人住宅であって10人槽以下のもの(ただし、店舗などを併設するものも含むが補助は住宅部分を対象とする)
- ◎工事が平成29年3月15日(水)までに終了すること
- ◎補助金交付申請書に必要な書類を添付して申請すること

補助対象外地域(以下の地域は補助対象になりません)

公共下水道認可区域、漁業集落環境整備事業区域、農業集落排水事業整備区域

※上記以外でも団地内などの処理施設で生活排水を処理している区域は対象外です。

浄化槽は、微生物の働きを利用し、トイレの排水や生活排水をきれいにしています。

浄化槽を管理している人は、保守点検・清掃・法定検査が義務付けられています。年に1回行う法定検査には効率化検査とガイドライン検査があり、平成28年度は効率化検査(小型合併浄化槽5,000円、単独浄化槽5,000円)を行います。浄化槽の休止、廃止、管理者変更をする場合は下水道課に届出をしてください。

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

☎電話

☎ファクス

✉電子メール

🏠ホームページ

📄申込先

🗨️問い合わせ先

家庭の汚水は公共下水道へ～排水設備設置費用一部を補助～

申開下水道課(☎0848-38-9232)

公共下水道の使用が可能な区域にお住まいの方は、生活排水を衛生的に排除するため、早期に下水道への接続工事をお願いします。なお、接続工事は尾道市公共下水道排水設備指定工事店でなければ行うことができません。見積りや工事は指定工事店に依頼してください。

下水道が利用できる地域 東・西御所町、土堂一・二丁目、十四日元町、久保一・二・三丁目、尾崎本町、新高山一・二・三丁目、天満町、桜町、門田町、山波町、東尾道、高須町、御調町
 ※地域の一部には、未供用部分や整備区域外があります。詳しくは、下水道課か指定工事店にお問い合わせください。

補助金額

| 排水設備工事の完了時 | 限度額 |
|----------------------------------|----------|
| 供用開始日から1年以内に工事(先行接続工事を含む)を完了したとき | 80,000円 |
| 供用開始日から1年経過後2年以内に工事を完了したとき | 65,000円 |
| 供用開始日から2年経過後3年以内に工事を完了したとき | 50,000円 |
| 生活扶助世帯 | 255,000円 |

※次の事項に該当する場合は、補助金交付の対象になりません。

- ①市税および市の各種徴収金等を滞納している場合
- ②当該工事が、排水設備等の計画の確認を受けていない場合
- ③認可区域外から公共下水道に接続しようとする場合
- ④公共下水道に接続している既設の排水設備の改築及び増築工事を施工する場合

公共下水道は生活環境をよりよくするための公共の財産です

下水道に汚水を流すときには、利用する人が注意して、正しく使用してください。

【注意してほしいこと】※浄化槽についても同様です。
次のものを流さないようにしましょう

水洗トイレでトイレットペーパー以外のもの、台所で、野菜くずや残飯・てんぷら油・サラダ油の廃油、合成洗剤、シンナー、アルコールなど揮発性の高い危険物や土砂や木片、ビニール類など

創業者・創業予定の皆さんへ～チャレンジを応援します！～

申開商工課(☎0848-38-9182)

適用期間を延長しました！

創業資金利子補給金交付制度を実施しています。

対象融資 ①(株)日本政策金融公庫の創業に係る資金
 ②広島県制度融資の創業支援資金
 平成25年4月1日以降に実行した①②の融資

対象 市内に事業所を有している事業者、上記資金の融資を受けて1年以内に創業した事業者または創業後1年以内に融資を受けた事業者、納税成績の良

好な事業者

補助内容 融資の当初2年間の支払利子相当額(年間の上限30万円)

※補助金交付は、1事業者につき1回限り。

適用期間 平成25年4月1日から平成32年3月31日までの融資実行分を対象

※融資実行日より起算して、60日以内に申請してください。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

中小企業者の皆さんへ～有利な制度をご利用ください～ 市の中小企業融資制度

申開商工課(☎0848-38-9182)、尾道商工会議所(☎0848-22-2165)、因島商工会議所(☎0845-22-2211)
 尾道しまなみ商工会(☎0848-44-3005)、尾道しまなみ商工会御調支所(☎0848-76-0282)
 尾道しまなみ商工会瀬戸田支所(☎0845-27-2008)、市中金融機関

融資利率を引き下げました！

保証料特別補助金交付制度を延長しました！

対象 市内に事業所を有し、1年以上引き続き事業を営む納税成績良好な中小企業者または事業協同組合等

融資制度の種類 (平成28年4月1日現在)

| 資金の種類 | 融資限度額 | 融資期間 | 融資利率 | 信用保証料率 |
|-------|--|--------------------|-----------------------|--|
| 運転資金 | 普通貸付 会社・個人 1,500万円 事業協同組合等 1,800万円 | 7年以内 (内据置6カ月以内) | 短期年1.9%以下 (1.5%以下) | 所定の信用保証料率 0.45%～1.9% うち 本人負担分 0.32%～1.0% |
| | 長期年2.1%以下 (1.7%以下) | | | |
| 小口貸付 | 会社・個人 500万円 | 7年以内 (内据置6カ月以内) | 短期年1.8%以下 (1.4%以下) | ※所定の料率から本人負担分へ引き下げた部分は市が負担。 ※さらに本人負担分を補助する制度あり。 |
| 設備資金 | 会社・個人2,500万円 事業協同組合等2,800万円 | 10年以内 (内据置1年以内) | 長期年2.1%以下 (1.7%以下) | |
| | | | 年2.1%以下 (1.7%以下) | |

◎運転資金普通貸付と小口貸付を併用する場合は、普通貸付の融資限度額内とする。
 ◎融資利率のカッコ内の利率は、広島県信用保証協会の保証付きの場合に適用する。
 ◎短期とは1年以内を、長期とは1年を超えて融資期間内をいう。

担保・保証人等 取扱金融機関または広島県信用保証協会所定の方法による

【※1】尾道市中小企業融資保証料特別補助金交付制度

対象 尾道市中小企業融資制度において500万円以下の運転資金を利用した事業者

補助内容 事業者が負担した信用保証料に相当する額(千円未満の端数は切り捨て)※期間中1事業者につき1回限り。

適用期間 平成25年4月1日～平成29年3月31日の融資実行分を対象

■住所が変わった皆さん アパートなどへお住まいの皆さんへ

住所などを異動したら、14日以内に住民異動の届出をお願いします。

また、集合住宅(アパートなど)へお住まいの人は部屋番号まで登録してください。

(例) 久保一丁目15番1号 尾道アパート101号

届出先 本庁市民課か各支所

受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

必要なもの 届出人の本人確認書類(運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・保険証など)、委任状(本人か世帯主以外の方が代理で届出する場合)、国民健康保険・介護・後期高齢などの各種保険証

※他市から尾道市への転入届をするときは、他市で発行された「転出証明書」が必要です。

※届出について不明な点は、事前にお問い合わせください。

☎市民課(☎0848-38-9102)

因島総合支所市民生活課(☎0845-26-6208)

御調支所まちおこし課(☎0848-76-2111)

■電話予約で住民票・印鑑証明書が 平日夜間や休日に受け取れます

予約場所 市民課か各支所(浦崎・百島支所を除く)

対象 住民票、印鑑証明書

予約者 本人か本人と同一世帯の人

受取者 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人

予約方法 受取希望当日(※休日に受取を希望する場合はその直前の開庁日)の8:30~17:00に電話にて予約

受取場所 予約した場所の警備室

受取時間 平日17:30~21:00、休日9:00~17:00(予約時に受取時間も決定)

受取に必要なもの

①受取者の官公署発行の顔写真付本人確認書類[※運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど(お持ちでない場合は利用できません)]

②印鑑証明書を予約した場合は、証明する人の印鑑登録証

向島支所しまおこし課(☎0848-44-0110)

瀬戸田支所住民福祉課(☎0845-27-2211)

マイナンバー(個人番号)カードを申請した人の受け取り

マイナンバーカードを申請した人には市民課から順次交付案内を送付しています。

交付案内が届いた人は説明をよく読み、受け取りの準備を行ってください。

※現在、申請をしてから交付案内を送付するまでは3カ月程度、時間がかかっています。

受け取りに必要なもの

- ・「個人番号カード交付通知書兼照会書」(交付案内に同封しています)
- ・本人確認書類
- ・通知カード
- ・住民基本台帳カード(お持ちの人のみ)

Aをお持ちでない場合はBから2点以上

マイナンバーカードと交換になります

| 本人確認書類 | |
|------------------------------------|--|
| ※有効期限内のもの。有効期限がないものは交付等から10年以内のもの。 | |
| A | 運転免許証・パスポート・顔写真付き住民基本台帳カード・在留カードなど 官公署が発行した顔写真の付いた証明書等 |
| B | 健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、預金通帳など 「名前と生年月日」か「名前と住所」が記載されたもの |

※代理人が受け取る場合は、上記とは異なります。交付案内をご覧ください。お問い合わせください。

マイナンバーカードの受け取りは大変混み合います。時間に余裕をもってお越しください。

☎市民課(☎0848-38-9102)



国民年金~このような時には手続きを~

国民年金に加入する手続きを忘れてたり、保険料を納め忘れると、将来年金が受け取れない・額が少なくなるのほか、事故や病気で障害が残っても障害基礎年金が受けられない場合があります。

次のようなときには、届け出をしてください。

20歳になったとき 厚生年金・共済組合加入者、第3号被保険者以外の方が20歳になったときは、国民年金被保険者資格取得の届け出が必要です。

60歳になる前に会社を退職したとき 会社を退職した翌日から国民年金に加入しなければなりません。(翌日から第3号被保険者および被用者年金加入者を除く)

配偶者の扶養でなくなったとき 配偶者の退職や65歳到達または本人の収入増加などにより、配偶者の扶養でなくなったときは、第1号被保険者への種別変更の届け出が必要です。

保険料を納めることが困難な場合

- 本人・配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下のとき、申請により保険料の全額または一部が納付免除となります。
- 30歳未満(7月から50歳未満)の学生でない人で、本人と配偶者の前年の所得が一定額以下のとき、保険料を後払いできる若年者納付猶予制度があります。
- 学生の場合、本人の前年の所得が一定額以下のとき、在学期間中の保険料を後払いできる学生納付特例制度があります。

☎保険年金課(☎0848-38-9135)

国民健康保険 ～医療保険に正しく加入していますか～

職場の医療保険(健康保険や共済組合など)の加入者や生活保護を受けている人、後期高齢者医療制度の被保険者などを除いた全ての人は、国保の加入者(被保険者)となります。

■国保に加入するとき必要なもの(14日以内に届け出を)

| | |
|--|--|
| 他の市町村から転入してきたとき | 転出証明書 |
| 職場の健康保険を喪失したとき(被用者保険の被扶養者となれる場合は、国保ではなく被用者保険に加入してください) | 職場などの健康保険を喪失した証明書(資格喪失証明書) 雇用保険受給資格者証(非自発的の失業者に該当する人) |
| 健康保険の被扶養者からはずれたとき | 職場の被扶養者からはずれた証明書(資格喪失証明書) |
| 子どもが生まれたとき | 保険証、母子健康手帳、印鑑 |

■国保を脱退するときは必ず届け出が必要です

次の場合は、国保を脱退する届け出が必要です。自動的に国保の資格がなくなることはありません。ただし、後期高齢者医療制度に移行する被保険者の届け出は不要です。

※資格が切れた保険証を使用すると、医療費(国保負担分)を全額返還していただく場合があります。

| | |
|--------------------|-------------------------|
| ほかの市町村に転出するとき | 保険証 |
| 職場の健康保険に加入したとき | 国保と職場の健康保険の両方の保険証 |
| 職場の健康保険の被扶養者になったとき | |
| 国保の被保険者が死亡したとき | 保険証、喪主の口座を確認できるもの、喪主の印鑑 |

■その他の手続き

| | |
|-------------------|----------------|
| 住所・名前・世帯主等が変わったとき | 保険証 |
| 就学のため市外に住所を定めるとき | 保険証、在学証明書(学生証) |
| 保険証を紛失したとき | 本人確認書類等 |

※マイナンバーの記入が必要です。
通知カード等と本人確認書類を提示ください。

☎保険年金課(☎0848-38-9142)

国民健康保険・後期高齢者医療保険 ～4月から入院時の食事負担額が変更になりました～

入院と在宅療養の負担の公平等を図るため、変更になりました。

| 区 分 | | 平成28年3月まで 負担額(1食) | 平成28年4月～ 負担額(1食) | 平成30年4月～ 負担額(1食) |
|--------------------------|-------------------------|----------------------|---------------------|---------------------|
| 住民税課税世帯(※1) | | 260円 | 360円(※2) | 460円(※2) |
| 住民税 非課税 世帯 (※1) | 低所得Ⅱ | 210円 | 変更なし | 変更なし |
| | 長期入院該当者 | 160円 | | |
| | 低所得Ⅰ (住民税非課税で一定所得以下) | 100円 | | |

(※1)国保の場合、世帯主および国保加入者のみで判定します。(※2)指定難病患者の人等は、260円です。

住民税非課税世帯の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」等を病院で提示すると上記の住民税非課税世帯の負担額になります。(提示しない場合は、住民税課税世帯の負担額になります。)

住民税非課税世帯の人で減額認定証をお持ちでない場合は申請をしてください。

☎保険年金課 【国保について】(☎0848-38-9142) 【後期について】(☎0848-38-9135)

「尾道季節の地魚の店」を募集します

尾道の地魚を積極的に提供する店舗を「尾道季節の地魚の店」として認定し、情報発信します。

受付期間 5月1日(日)～31日(火)

登録料 3,000円(ただし、2年日以降は2,000円)

※申請書等、詳しくは尾道季節の地魚の店ホームページをご覧ください。

☎尾道季節の地魚の店連絡協議会事務局

(農林水産課内☎0848-38-9478 FAX 0848-37-2377)

HP <http://www.onomichi-matsuri.jp/jizakana/>



公民館自主サークル活動

■ 岡中央公民館 ☎0848-38-1243 📠0848-44-2569

市内各公民館では、住民の皆さんが自主的にサークルをつくり、活動しています。
 ※定員の関係等で入会できない場合があります。※会費等が必要です。
 ※参加希望の方は各公民館か中央公民館へお問い合わせください。各公民館に自主サークル名と活動日時が載っている冊子がありますので、ご利用ください。

| | | |
|--|---|--|
| 山波公民館 | 山波町 ☎0848-37-8226 | 絵手紙、歌謡、健康体操、三味線、習字、シルバーリハビリ体操、銭太鼓、大正琴、舞踊、フラワーアレンジメント、民謡、ヨガ |
| 長江公民館 | 長江二丁目 ☎0848-37-9656 | アートフラワー、編み物、生花、エアロビクス、沖縄エイサー、おじゃみ、折り紙、絵画、歌謡、健康体操、詩吟、シルバーリハビリ体操、スポーツダンス、チェアエクササイズ、手仕事、パソコン、フォークダンス、筆ペン習字、フラダンス、民謡、料理、レクリエーションダンス |
| 土堂公民館 | 西土堂町 ☎0848-23-9662 | 子ども書道、手工芸、書道、煎茶、はがき絵、パッチワーク、舞踊、ヨガ、子どもアトリエ(絵画・工作) |
| 吉和公民館 | 神田町 ☎0848-22-4665 | アートフラワー、生花、英会話、絵手紙、歌謡、空手、子育て支援、琴、三味線、茶道、サロン、さわやか体操、詩吟、ジャギーダンス、体操、手編み物、陶芸、トリム体操、パソコン、フォークダンス、料理 |
| 日比崎公民館 | 栗原西一丁目 ☎0848-22-8732 | アートフラワー、英会話、絵画、華道、歌謡、韓国語、クラシックバレエ、健康体操、子育てサロン、子ども学習、子ども舞踊、コーラス、刺し子、3B体操、詩吟、社交ダンス、書道、女性囲碁、シルバーリハビリ体操、銭太鼓、太極拳、中国語、中国料理、手編み、手描友禅、フォークダンス、舞踊、フラダンス、民謡、ヨガ、和紙ちぎり絵、民謡・三味線 |
| 栗原公民館 | 西則末町 ☎0848-23-2107 | おやつ同好会、絵画、かな習字、歌謡、気功、コーラス、茶道、サロン、手芸、銭太鼓、煎茶、太極拳、大正琴、短歌、トリム体操、ハーモニカ、パッチワーク、舞踊、ペン習字、ものづくり |
| 栗原北公民館 | 美ノ郷町 ☎0848-48-5868 | アマチュア無線、囲碁、エアロビクス、英会話、絵手紙、踊り、歌謡、空手、韓国語、ギター、着付け、燻製、軽音楽、健康体操、剣詩舞、子育てサロン、子ども英会話、古文書、サロン、詩吟、写真、水彩画、ストレッチ体操、スポーツダンス、銭太鼓、太極拳、大正琴、体操、手作りアート、舞踊、フラダンス、ペン習字、ヨガ、トリム体操 |
| 藤井川公民館 | 美ノ郷町 | 生花、歌声で健康、サロン、自然に親しむ、相撲甚句、ストレッチ体操、卓球、トルペイント、パッチワーク、舞踊、フラダンス、文庫、民謡、料理、パソコン等 |
| 木ノ庄東分館 | 木ノ庄町 | 囲碁・将棋、エイサー、子育てサークル、茶道、詩吟、パッチワーク、舞踊、民謡 |
| 山方分館 | 木ノ庄町 | 折り紙 |
| 久山田分館 | 久山田町 | 囲碁、歌謡、子育て |
| 東部公民館 | 高須町 ☎0848-46-0001 | アートフラワー、生花、囲碁、英会話、エクササイズ、絵手紙、親子サークル、絵画、カウンセリングルーム、歌謡、子ども空手、着付、子育てサロン、子ども英会話、子どもお絵かき、子ども書道、子どもダンス空手、子どもバレエ体操、サロン、三線、3B体操、姿勢改善、手芸、手話、書道、シルバーリハビリ体操、スポーツダンス、煎茶、大正琴、体操、手作りアート、舞踊、フラダンス、ペン習字、ヨガ、トリム体操 |
| 高須南分館 | 高須町 | アートフラワー、子ども空手、水彩画、トリム体操、吹き矢、舞踊、絵画 |
| 浦崎公民館 | 浦崎町 ☎0848-73-3626 | 編み物、囲碁、エアロビクス、絵画、郷土文化、健康体操、コーラス、茶道、蕎麦打ち、パソコン、バンド、ヨガ、料理 |
| 向東公民館 (サンボル尾道内) | 向東町 ☎0848-44-3955 | 生花、英会話、エコクラフト、おし花、折り紙、音楽教育、絵画、歌謡、健康体操、箏、子ども絵本づくり、コーラス、3B体操、社交ダンス、太極拳、大正琴、ちぎり絵、はがき絵、舞踊、フラダンス、フラワーアレンジメント、フルート、民謡、ヨガ、レクリエーションダンス、小物づくり、書道(漢字・かな・親子) |
| 菅野公民館 | 御調町 ☎0848-76-1899 | 男性料理、陶芸、パソコン、ペン習字 |
| 上川辺公民館 | 御調町 ☎0848-76-0301 | 絵手紙、歌謡、健康体操、詩吟、水墨画、転倒予防、童謡、パソコン、パッチワーク、ヒップホップダンス、舞踊、ヨガ、洋裁、リース、料理、大正琴 |
| 市公民館 | 御調町 ☎0848-76-2323 | 生花、絵手紙、歌謡、空手、高齢者運動、3B体操、詩吟、三味線、書道、自力整体操、太極拳、短歌、ちぎり絵、パソコン、バ作り、舞踊、フラ、民謡、洋画 |
| 河内公民館 | 御調町 ☎0848-76-1981 | 歌謡、カローリング、コーラス、茶道、詩吟、銭太鼓、太極拳、竹細工、社交ダンス、パソコン、和太鼓 |
| 今津野公民館 | 御調町 ☎0848-78-0405 | 絵手紙、歌謡、コーラス、3B体操、手芸、銭太鼓、パソコン、墨彩画、フラダンス |
| 綾目公民館 | 御調町 ☎0848-76-0050 | 絵手紙、沖縄エイサー、歌謡、健康体操、コーラス、詩吟、手芸、書道、大正琴、パソコン |
| 大和公民館 | 御調町 ☎0848-76-0692 | 編み物、絵手紙、歌謡、書道、大正琴、南京玉すだれ、パソコン、フラ、ミュージックベル |
| 向島公民館 | 向島町 ☎0848-44-0683 | 編み物、生花、エアロビクス、英会話、絵手紙、お手玉、折り紙、音楽療法、傘踊り、かな書道、歌謡、空手、着付け・着せ方、木目込み人形、健康体操、コーラス、琴、子どもバレエ、茶道(煎茶)、茶道(抹茶)、3B体操、児童文学、尺八、写真、三味線、女性囲碁、書道、吹奏楽、水墨画、スポーツダンス、大正琴、短歌、中国語、手描友禅、デジタル絵画、トルペイント、トリム体操、日本画、布工房、パソコン、パッチワーク、ハワイアンフラ、舞踊、フラワーアレンジメント、ペン習字、洋画、洋菓子、謡曲、洋裁、ヨガ、料理、レクリエーションダンス、和紙工芸、人形、リズム体操 |
| ※川尻・兼吉・江 奥・津部田・立 花・岩子島・愛 ランドの問い 合わせは、向島 公民館へ。 | 川尻分館(愛あいセンター内) 兼吉(やすらぎ荘内) 江奥コミュニティセンター 津部田コミュニティセンター 立花(いきいきサロン立花内) 岩子島(農業構造改善センター内) 愛ランド | 合唱、歌謡、ジュニアオーケストラ、ママサークル 歌謡 民謡 歌謡 舞踊 民謡 |
| 土生公民館 | 因島土生町 ☎0845-22-0032 | 囲碁、絵画、健康体操、太極拳、洋菓子、ヨガ 生花、歌謡、合奏、空手、かるた、韓国語、健康体操、コーラス、3B体操、写真、習字、手話、シルバーリハビリ体操、水彩画、川柳、太極拳、大正琴、卓球、ダンス、料理、ちぎり絵、日舞、脳刺激健康教室、マジック、ラージボール卓球 |
| 田熊公民館 | 因島田熊町 ☎0845-22-0537 | 生花、囲碁、花道、歌謡、健康体操、けん玉、健康(麻雀)、コーラス、子ども日舞、茶道、サロン、3B体操、社交ダンス、写真、習字、柔軟体操、手芸、将棋、書道、銭太鼓、川柳、短歌、男性料理、手描友禅、陶芸、南京玉すだれ、日舞、俳句、フォークダンス、フラダンス、麵うち、ヨガ、ラージ卓球 |
| 三庄公民館 | 因島三庄町 ☎0845-22-0418 | 生花、囲碁、ヴォイストレーニング、絵手紙、オカリナ、お手玉、絵画、歌謡、きりえ、コーラス、子育てサロン、囲碁、茶道、サロン、3B体操、写真、手芸、将棋、書道、水彩画、大正琴、短歌、チェロ、陶芸、パソコン、吹き矢、舞踊、ラージボール卓球、ヨーガ |
| 中庄公民館 | 因島中庄町 ☎0845-24-0009 | アロマテラピー、生花、囲碁、エアロビクス、エコクラフト、絵手紙、楽器演奏、歌謡、かるた、ギター、健康体操、子育てサークル、子ども生花、子ども囲碁、子ども英会話、子ども絵手紙、子ども剣道、子ども茶道、詩吟、社交ダンス、写真、手芸、書道、水彩画、水墨画、銭太鼓、大正琴、ダンス、パン作り、フラワーアレンジメント、謡曲・仕舞、ヨガ、ラージボール卓球、子ども空手、おもしろ美術 |
| 大浜公民館 | 因島大浜町 ☎0845-24-1001 | 頭の体操、いきいき楽習、生花、歌謡、子どもスポーツ、地踊り、社交ダンス、写真、手芸、料理、ストレッチ、パドミントン、ビーチボールバレー、フィットネス、ラージボール卓球 |
| 重井公民館 | 因島重井町 ☎0845-25-0016 | 合気道、生花、囲碁、絵手紙、おし花、歌謡、社交ダンス、写真、手芸、銭太鼓、太極拳、太鼓、短歌、男性料理、俳句、舞踊、フラダンス、ヨガ、ラージ卓球、リズムダンス、 |
| 東生口公民館 | 因島原町 ☎0845-28-0219 | 生花、囲碁、絵手紙、オカリナ、折り紙、かな書道、子ども茶道、茶道、詩吟、詩舞、手芸、日本舞踊、木版画、料理、友禅染、ヨガ |
| 瀬戸田公民館 (瀬戸田市民会館内) | 瀬戸田町 ☎0845-27-1878 | 生花、絵手紙、おはなしひろば、弦楽器、子どもダンス、詩吟、尺八、将棋、書道、水墨画、大正琴、短歌、吊り飾り、手描友禅、点字、南京玉すだれ、布絵本、ハーモニカ、俳句、パソコン、フラダンス、木工、洋裁、ヨガ、合唱、手工芸、石鹸作り、和紙ちぎり絵 |

■ 料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。

☎ 電話

📠 ファックス

✉ 電子メール

🏠 ホームページ

📄 申込先

🗨 問い合わせ先